

## 岡本の国会での質問

162-衆-農林水産委員会-23号 平成17年08月04日

○山岡委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

私も幾つか質問したいことがありますが、時間が短い関係で、簡潔に御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

さて、まず冒頭、六月の種苗法の改正の中で、副大臣よりいろいろ御答弁をいただいた中に、DNAが、加熱する、すりつぶすことで消えてなくなってしまう、探せないんだ、こういうような話をされたときに、私は、それで探せないわけじゃないんだ、要するに、DNAというのは、それだけではなくて、設定するプライマーをどこに設定するのか、そういうことが重要なんだという技術的な話をさせていただきました。最後に副大臣から、しかしながら、DNA鑑定の問題だが、技術会議で調べたら、先ほどの私の答弁で間違いない、こういうような一言が加えられたんですが、行き違いというか、私は、それは申しわけありませんけれども、副大臣、誤解をされている部分があると思っておりますので、技術会議の、もしくは技術系の方からきちっと話を聞かせていただきたいと思っております。

○西川政府参考人 加熱等によってDNAが断片化するということがあるわけですが、議員御指摘のとおり、理論的にはDNAが断片化されてもDNA分析は可能でございます。

ただし、現在用いられている手法では、加熱等の処理が行われた加工品については、品種識別が可能なものが限られているというのが実態でございます。このため、農林水産省所管の独立行政法人などにおきまして、識別を可能とする新たなプライマーを設計するなどの研究を現在精力的に進めているところでございまして、今後とも、DNA品種識別技術の研究開発を推進いたしまして、品種識別の可能な加工品の範囲の拡大に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 副大臣、何か御答弁があれば。

○岩永副大臣 今答えられたとおりでございます。

理論的には、DNAが断片化されてもDNA分析は可能だ、このように思っております。今の手法では加工品についての部分というのが限られておりますので、今後、研究をさらに進めていく必要がある、このように思っております。

それから、先生、恐らく次の御質問になろうと思うんですが、結局、前回の副大臣の答弁を修正するかどうかということでございましょうけれども、先ほどの話のように、今後とも研究開発が大事である、こういうことを私は申し上げたつもりでございますので、理論的に、DNAが断片化されてもDNA分析は可能であるという議員の御指摘について、見解を異にするものではございません。

それで、今後とも実用化のための研究開発が重要であるとの認識を持っているということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 副大臣、確かにその技術の部分は、私は理系出身でありますし、大臣はどちらかという文系御出身でありますから、それは細かな部分で私が正しいかどうかと言っているつもりはないんです。ただ、最後に一言言われた、私が正しくてというところに、私は、ちょっとそれは問題があったんじゃないかというふうに指摘をさせていただきました。

この問題はこの辺までにしておいて、きょうはBSEの話、時間は短いんですけども、少しだけ話をさせていただきたいと思っております。

きょうは、厚生労働省から健康局長さんにもお越しいただいておりますので、確認をしたいんですけれども、ことしの二月に話が出ておりました変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、国内で感染例が一例確認されていた、あの話以来、この話は当委員会でも余り話題に上っておりませんが、現時点で、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者さん、厚生労働省で確認をしている人、もしくは確認中、疑わしき例を含めてどのように把握を試みえるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

昨年十二月に亡くなられました患者さんについて、ことしの二月四日に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病というふうに確定をしたところでございます。我が国では、変異型も含めましてクロイツフェルト・ヤコブ病につきましては、感染症法に基づきまして、患者発生の際の届け出を義務づけております。

また、それと同時に、これはダブルトラックで厚生科学研究事業の遅発性ウイルス研究班による調査というものもしております、この二つのデータをもとにしてCJDサーベイランス委員会によって判定をしているということでございます。実態の正確な把握ができていますと私も考えております。

結論でございますけれども、このような監視体制のもとにおきまして、二例目のvCJD患者の発生は確認されておられません。

○岡本(充)委員 確認をされていないのは、今そのとおりサーベイランス委員会での確認ですから、その以前の段階として確認中もしくは疑わしい症例というものは把握されているのかどうか、その点については御答弁いただけますか。

○田中政府参考人 現段階で、今そういうふうな報告は聞いておりません。

○岡本(充)委員 この点についてはもう一つ指摘をさせていただきたいんですが、どういう症例をvCJD、いわゆる変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病だというふうに認識をされるか。最初は、その患者さんが病院に来るに至った原病歴なり、それからまた、もちろん過去のそういう暴露の可能性についてなり、また脳波の所見なり、こういったものを参考にして疑わしき症例をピックアップされているんだと私は聞いております。

しかしながら、確定診断に至る過程には、最終的には剖検をして、やはりその患者さんがどういう異常プリオンを持っているのか、この部分を見ることも欠かせないのも事実だと思うんですね。しかしながら、日本では剖検をする症例が大変少ないのも事実です。特に、脳の剖検については余り行われていない現実を局長も御存じだと思います。

そういった意味で言いますと、これから何らかの対策を打っていかなきゃいけないのではないかと、というふうに思うんですが、局長の御見解をいただきたいと思っております。

○田中政府参考人 委員も御承知だと思いますけれども、vCJDとスポラディックのCJDはかなり臨床的にも幾つかの特徴ある、例えば脳波上あるいはCT上違いがございますので、臨床的にある程度鑑別がつくのではないかと、というふうに考えているところでございます。

ただ、確かに、確定診断という意味では剖検は非常に重要でございますので、今後、どういうふうに支援ができるか、研究班による支援体制の整備とか、あるいはガイドラインをつくりまして、ぜひ剖検を徹底するようというふうな普及啓発活動等をこれからやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 普及啓発活動と言われましたけれども、これには亡くなられた方の御遺族の方の御了承が必要なわけですし、そういった意味では、単に普及活動といっても非常に難しい面があると思うものですから、制度を改めていくような必要性もあるというふうに指摘をさせていただいて、私は、今回、この話はここまでにさせていただきたいと思っております。

さて、今度は内閣府の食品安全委員会の件について、少しお話を伺わせていただきたいと思います。

こちらの内閣府の食品安全委員会の事務局に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長さん、そして農林水産省消費・安全局衛生管理課長さんから、「食品健康影響評価に係る資料の提出について」ということで、平成十七年七月二十九日付の資料をいただきました。

この中で、アメリカで見つかった二頭目のBSEに関する資料、食品安全委員会のプリオン専門調査会に提出をされる資料を添付されたと聞いておりますが、この中で非公開のものがございませぬ。これは、当然のことながら重要なデータが含まれているわけですね。

例えば、昨年十一月に実施した一次検査のELISAの値、一回目、二回目。二つ目が、昨年十一月、一次検査陽性と確認した以降に実施した検査の内容とその結果。これも重要です。三番目が、六月の再検査時にUSDAで実施した検査について、検査法のプロトコール、使用抗体の種類、各検査の評価、この画像を含む。そしてまた、英国で実施した検査法について、検査法のプロトコール、使用抗体の種類、各検査法の結果、これも画像を含む。さらには、五番目として、USDAが通常実施しているIHCの、そしてまたウエスタンブロットのプロトコール、この中で、OIEの手法と異なる部分、使用抗体の種類等。こういったところが非公開とされていると聞いております。

こういったものが非公開だ、アメリカ側から公開しないでくれと言われた。その公開しないでくれと言われた理由は、アメリカ国内でも公開していないから日本国内でも非公開だ、こういう理由が入っていたと聞いておりますが、本来であれば、極めて重要なアメリカの今の検査体制を示す資料でありまして、これについては、しっかりと、本来であれば、なぜ非公開か、公開をしなきゃいけないんだということを強く求めなければいけません。期限を区切って、いつまでにそれを公開できるようにしていくのか、その答弁を求めたいと思います。

○外口政府参考人 食品安全委員会におけるリスク評価に用いられる資料につきましては、検討過程の透明性を確保する観点から、原則として公開されることが重要であると考えております。

先日、米国より提出された資料のうち、非公開とされたものにつきましては、先生御指摘のような、米国における二頭目のBSE感染牛に関する検査の生データや方法、あるいは米国で実施しているサーベイランスの現在までの結果に関する資料等でございます。これらにつきましては、政府内限りの取り扱いという前提で先方より提出を受けたため、先日は、委員限りの資料として、プリオン専門調査会に農林水産省とともに提出をいたしました。

BSE強化サーベイランスの結果に関する資料につきましては、米国政府からは、これらの情報は食品安全委員会の審議に供するためのみに作成したものであって、今後、サーベイランスが終了してデータの分析を行った上で公開する予定であることから、現時点でのデータは非公開としているとの説明を受けました。

また、検査の生データなどそのほかの資料についても、米国内はもとより、日本以外の国には提供していない資料であると米国政府より聞いているところがございますが、厚生労働省といたしましては、これは農林水産省も同様と思いますが、よく連携して、引き続き米国政府に対して、これは日本国民の信頼ということにもつながることにもなりますので、公開することができないか、こういったことを要請していきたいと考えております。

○岡本(充)委員 中川局長にぜひお答えいただきたい。いつごろまでにその回答をいただくのか、次のプリオン専門調査会のところまでには公開できるように対応をとるといふふうなお約束をしていただけか、お願いをいたしたい。

○中川政府参考人 食品のリスク管理に関連した情報についての基本的な考え方は、今厚生労働省からお答えしたのと全く私ども同様でありまして、できる限りオープンな形で関係者に情報提供していき、また意見交換をしていくということが大事だというふうに思っております。

今、いつまでにということでもありますけれども、これは、食品安全委員会の方でこれから審議をさ

らに続けられ、答申を取りまとめられる、そういう作業があるわけでありまして、こういうところでも当然、具体的なアメリカ側の数字の取り扱いが問題になってくると思います。そういうことも含めまして、アメリカ側には情報の公開について私どもは要求していきたいというふうに思っております。具体的な期限ということではなくて、食品安全委員会の委員の方々も公表すべきだというふうに言っておられますので、それを踏まえましてアメリカ側には要求していきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 時間が来ましたので、最後に、今お話をさせていただいた五点の資料と、そして、アメリカのサーベイランスを実施した牛の年齢分布、カテゴリー別、乳肉別、地域別等の結果、そして、自国産牛でBSEが確認されたことを受けた、BSE清浄国に対するアメリカの考え方、さらに、カナダにおけるBSE感染牛の診断、サーベイランスの年齢分布等、こういった資料を、国民の皆様方の代表であるこの農林水産委員会の場にもぜひ提供をしてもらって、この場で議論に付せるような、そういった形としたいと思いますので、どうか委員長、理事会の方で、この資料の提出について御検討の方をお願いいたしたいと思います。

最後にそれだけ申し上げて、終わりたいと思います。

○山岡委員長 理事さんに申し入れて、理事さんから提案してください。

○岡本(充)委員 以上で終わります。